

住民税の申告と所得税の確定申告が始まります

2月16日(木)から3月15日(水)まで

住民税の申告が必要な方

平成29年1月1日現在、伯耆町に居住している方は、原則として住民税の申告が必要です。また、非課税(所得)証明が必要な場合や国民健康保険に入加入されている場合などは、申告が必要です。



住民税の申告が不要な方

平成28年分所得税の確定申告書を提出した方平成28年中の収入が給与所得のみの方ただし、勤務先から伯耆町に「給与支払報告書」が提出されていない場合は、申告が必要です(提出状況を勤務先へ確認してください)。



確定申告書には個人番号(マイナンバー)の記載が必要です

平成28年分以降の申告書には、「マイナンバー(12ケタ)の記載」+「本人確認書類の提示または写しの添付」が必要です。

●個人番号の記載

申告書には個人番号(マイナンバー)を記載する欄があり、申告者本人や控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者などの個人番号の記載が必要です。

●本人確認書類または写しの添付

個人番号を記載した申告書を提出する際には、申告者の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

*控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者などの本人確認書類は不要です。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧いただくか税務署にお問い合わせください。

平成29年度住民税(町・県民税)の申告と平成28年分所得税及び復興特別所得税の確定申告が始まります。これらの申告は、町・県民税額を決定するだけでなく、国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料などを算定する際の基礎となりますので、適正な申告を期限内にお願いします。

所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要な方

所得税の確定申告が必要な方は、確定申告を行ってください(役場でも相談を受け付けます)。

●給与所得がある方

- ① 給与の収入金額が2千万円を超える方
- ② 1か所から給与を受けている方で、給与以外の所得額が20万円を超える方
- ③ 2か所以上から給与を受けている方で、年末調整されなかつた給与の収入金額と給与以外の所得額の合計額が20万円を超える方
- ④ 同族会社の役員やその親族などで、同族会社からの給与のほかに、貸付金の利子、店舗・工場などの賃貸料収入がある方
- ⑤ 年末調整で扶養控除(控除対象としていた扶養親族の所得額が38万円を超えてしまった場合)などの誤りがあつた方
- ⑥ 医療費控除などを追加して、所得税の還付を受ける方

- 公的年金収入がある方
 - ① 公的年金の収入金額が400万円を超える方
 - ② 公的年金以外の所得が20万円を超える方
 - ③ 公的年金の収入金額が400万円以下かつ、他の所得金額が20万円以下で、医療費控除などを追加して所得税の還付を受ける方
- その他、事業所得や不動産所得、配当所得、譲渡所得などがある方
 - ① 対する税額が配当控除額と年末調整の住宅借入金等特別控除額の合計額を超えている

所得税の確定申告は必要ありません
※ただし、所得がない場合などを除いて、住民税の申告は原則必要です。

農業所得を申告される方は「収支計算」が必要です

農業所得の申告には、収入金額から必要経費を差し引く収支計算が必要です。申告相談を円滑に進めるため、事前に収入や経費の仕訳・集計をお願いします。また、仕訳・集計用に「収支計算準備表」を役場本庁舎・分庁舎などで配付していますので、ご利用ください。



所得税の確定申告が必要です

[問い合わせ先] 住民課

税務室

TEL /

0859-68-3114

役場の申告相談のご案内

申告に必要なもの

- 印鑑(認印可)
 - 所得金額の計算に必要な書類(一例)
 - 給与・公的年金の源泉徴収票
 - 事業・農業・不動産などの帳簿類など
 - 報酬の支払調書など
 - 所得控除の計算に必要な書類(一例)
 - 社会保険料(健康保険料、介護保険料、国民年金保険料など)の領収書など支払金額がわかる書類
 - 医療費の領収書(あらかじめ受診者、医療機関ごとに仕分・集計してきてください)
 - 保険会社が発行する生命保険料、地震保険料などの控除証明書
 - 障害者手帳、障害者控除対象者認定書
 - 寄附金の領収書、証明書など
 - 【還付申告される方】還付金振込先の口座番号などがわかるもの(本人名義)
 - 【税務署から確定申告書が届いている方】送付された確定申告書
 - **申告される方本人の個人番号(マイナンバー)カード**
個人番号カードをお持ちでない方は、個人番号通知カードおよび本人確認書類
(運転免許証、健康保険証、身体障害者手帳、パスポートなど)



マイホームの取得と所得税の税額控除(住宅ローン控除)

住宅ローンなどをを利用してマイホームの新築、取得または増改築などとした場合で、一定の要件を満たすときは、居住の用に供した年分以後の各年分の所得税額から控除する「住宅借入金等特別控除」または「特定増改築等住宅借入金等特別控除」の適用を受けることができます(新たに適用を受けるためには、確定申告が必要です)。

【問い合わせ先】住民課 税務室 ☎0859-68-3114

米子年金事務所からのお知らせ
社会保険料(国民年金保険料)
控除証明書の送付

ねんきん加入者ダイヤル
☎ 0570-003-004

国民年金保険料は、年末調整や確定申告において、全額が社会保険料控除の対象となります。

保険料を納付された方には、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が日本年金機構から送付されますので、確定申告の際に添付してください。

[問い合わせ先] 米子年金事務所 ☎ 0859-34-6111

米子税務署からのお知らせ	
平成28年分所得税及び復興特別所得税 確定申告相談会場の開設	
受付期間	2月16日（木）～3月15日（水） ※土日を除く
受付時間	9：00～16：00 (相談は17：00まで)
場 所	米子コンベンションセンター
※上記期間中は、税務署には申告会場を設けていませんので、 ご注意ください。	
【問い合わせ先】米子税務署 ☎0859-32-4121	

相談日程

- 午前の部
8時30分～10時（相談開始は9時～）
午後の部
8時30分～15時（相談開始は13時30分～）

午前の部 8時30分～10時（相談開始は9
午後の部 8時30分～15時（相談開始は13
※2月19日（日）、27日（月）は午前のみ

溝口公民館2階
2月16日(木)～2月27日(月)
農村環境改善センター1階
2月28日(火)～3月15日(水)
※土日はお休みですが、
2月19日(日)午前と
3月5日(日)は実施します。

※土日はお休みですが、
2月19日(日)午前と

3月5日(日)は実施しません

3月5日(日)は実施しません

